

令和 7 年度第 1 回愛知県青少年保護育成審議会 会議録

- 1 日 時 令和 7 年 7 月 8 日（火）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
- 2 場 所 愛知県議会議事堂 5 階 大会議室
- 3 参加者 委員 20 名
説明のため出席した者（社会活動推進課等） 12 名
- 4 審議の概要

【司会】

定刻となりましたので、ただいまから、令和 7 年度第 1 回愛知県青少年保護育成審議会を開会させていただきます。

本日の審議会は、委員 20 名中全員の 20 名の出席をいただいておりますので、愛知県青少年保護育成条例施行規則第 14 条第 2 項に基づく、定足数を満たしていることをご報告いたします。

また、本日の審議会は、愛知県青少年保護育成審議会運営要領 3（1）に基づき、公開とさせていただきます。

ただし、今回の傍聴希望はございませんでしたので、併せてご報告いたします。

それでは開会にあたりまして、愛知県県民文化局長の森岡からご挨拶を申し上げます。

（森岡県民文化局長挨拶）

【司会】

引き続きまして、事務局から委員の皆様方をご紹介させていただきます。

お手元の愛知県青少年保護育成審議会委員名簿をご覧ください。

本来でありましたら、委員の皆様方お一人ずつご紹介させていただくところですが、本名簿の配布をもちまして、委員の皆様のご紹介に代えさせていただきますと思います。

委員の皆様方の任期は令和 9 年 5 月 31 日までとなっておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして、議事に移らせていただきます。

それでは、次第にあります議事を（１）から順番に進行させていただきます。

議事（１）会長選出です。

今回の委員の任期は令和７年６月１日から令和９年５月３１日までであり、本日は、初めての審議会となりますので、はじめに会長を選出する必要がございます。

愛知県青少年保護育成条例施行規則第１０条第１項の規定により、「会長は委員の互選によって定める」こととなっておりますが、本日は新たに委員に就任していただいた方も多くみえますので、もし委員の皆様からご意見がなければ、前回の会長選出と同様に、事務局からご提案させていただきたいと思います。

何かご意見のおありになる委員の方がみえましたら、ご発言をお願いいたします。

（意見なし）

では、事務局からご提案をさせていただきます。

前会長であられる永井委員におかれましては、６期にわたり、本審議会の会長をお務めいただき、また現在も、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟代表理事として、青少年の健全育成にご尽力いただいておりますので、引き続き会長をお願いしたいと存じますが、委員の皆様からご意見はございますか。

（意見なし）

ありがとうございます。

それでは永井委員に今期の会長をお願いしたいと存じます。

永井会長は会長席にお移りいただけますでしょうか。

それではここで、永井会長からご挨拶をいただきたいと思います。

永井会長、よろしくお願いいたします。

（永井会長挨拶）

【司会】

それでは条例施行規則第１０条第２項の規定により、「会長は会務を総理することとされておりますので、ここからの議事の進行につきましては、会長をお願いしたいと存じます。

永井会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

改めまして、よろしくお願いします。

早速ですが、最初に本審議会運営要領3の(2)の規定により、本審議会では会議録を作成し、会長が指名する2名が、署名することとされております。

今回は、犬飼尚子委員、中村正春委員にお願いしたいと存じます。

よろしくお願いします。

(犬飼委員、中村委員了承)

【会長】

それでは、議事を進めてまいります。

議事(2)の会長職務代理者及び部会委員の指名に入らせていただきます。

規則第10条第3項の規定に基づく、会長職務代理者の指名ですが、佐野眞澄委員にお願いしたいと思います。

佐野委員よろしいでしょうか。

(佐野委員了承)

【会長】

次に、規則第15条第2項の規定による部会委員の指名でございます。

本審議会には、審議内容により、2つの部会が設けられておりますが、部会の内容及び部会委員の案について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様には、委員名簿のそれぞれの部会に所属していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、第1部会長を私が務めさせていただき、第2部会長を吉田典子委員にお願いしたいと思います。

吉田委員よろしいでしょうか。

(吉田委員了承)

【会長】

次に、議事（３）の愛知県青少年保護育成条例の一部改正についても、事務局から説明をしていただきます。

（事務局説明）

【会長】

それでは、議事（３）の説明につきまして、ご意見、ご質問などある方はお願いいたします。

【委員】

審議会の部会についてですか、資料にあるように、１部会が広告物等で、２部会が図書類等と書いてあります。

今のお話も、結局スマホに関わるような問題を取り上げているわけですね。

それから、最初にご説明いただいた、この会の趣旨のところでも、結局スマホの問題とかをいろいろ言っているわけで、この条例の中身のこととか、もう少し言えば、ネット上の有害広告のようなものが社会として管理できていないのではないかと思います。

ネット上の有害広告というものは１部会に属するのか、２部会に属するのかどちらでしょうか。

要するに、リアルの部分と、バーチャルの部分のすみ分けが、きちんとできていないのではないかと思います。

【会長】

ありがとうございます。

事務局コメントございますか。

【事務局】

インターネットの有害広告は非常に問題となっておりまして、こども家庭庁でも「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」が６月末にも行われました。この中で、国としても、この秋を目途に有害広告を含めて実態を調査した上で、今後どう対応していくかというのを検討しているという状況でございます。

本県の青少年保護育成条例もこのインターネット上の有害物は規制対象にしていけないというのが現状でございまして、ネット上の有害広告は1部会でも2部会でも審議の対象ではないというのがお答えになります。

県としましては、そういった実態調査や検討結果も含め、最新の情報を踏まえ、必要に応じて本条例への反映等を検討してまいりたいと考えております。

【会長】

他にご質問、ご意見はございますか。

【委員】

条例改正の趣旨と7月1日からの適用の件については了解しました。

確認したいのが、児童ポルノの自画撮り被害の大半は、警察庁からデータが出ているように要求行為者が10代になっていて、加害者と被害者が10代同士となり、実際に学校現場等でも、いじめの一環で行われたりという傾向があります。

本県の条例の場合、要求行為者側が青少年の場合は、どのような扱いになるのか確認したいのと、この条例改正によって、今問題となってきた、いじめ行為などにおいて児童ポルノを要求したりする行為が減少する見込みがあるのか、この2点についてお伺いしたいです。

【会長】

事務局、よろしいでしょうか。

【事務局】

児童ポルノ等の提供を求めた者が青少年であった場合は、免責規定により罰則の対象外となります。

ただし、条例の趣旨としましては、「何人」も提供を求める行為自体を禁止するという規定になっておりますので、誰であつてもいけないことを広く知らしめることと、要求行為者が不当な手段を用いた大人であった場合は罰則を科すということでございます。

加えて、青少年につきましては罰則の対象ではございませんが、要求行為自体が条例で規制がされていることをしっかりと周知するとともに、本県では「みんなのネットモラル塾」という出張講座を行っており、インターネットの適正利用の促進の中で、自分の裸などを送ってはいけないことと、他人にも提供を求めていることを啓発しているところです。

そういった中で、青少年であっても、児童ポルノの提供を求めていけないということを学んでいただき、自らの判断として要求行為をしないよう持っていきたいと考えています。

【会長】

他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、事務局は、ただいまの委員からご意見、ご質問を今後の参考にしていただきたいと思います。

次に、議事（４）の少年非行等の情勢について、愛知県警察本部少年課から説明をしていただきます。

（県警本部少年課説明）

【会長】

今の報告に対して、ご意見、ご質問のある方はお願いします。

【委員】

２点あります。

１点目は薬物事犯の検挙人員のところで、大麻事案が高止まりしているという話がありました。

主にSNSを通じた入手の容易さといったものもあるのですが、近年大学とかで、同じ部活動の中で、大麻の事案があったり、同じ年齢層の合宿形式でいると、大麻の案件もあるのですが、愛知県内の状況がどうなっているのかというのが１点目の質問です。

２点目は、サポセン救援隊アカデミーのチラシの内容は非常に効果的というか、子供たちに対して効果的な教育だと思っているんですけども、このサポセン救援隊の適用率というか実施数というものがあったら教えていただきたいです。

【県警本部少年課】

合宿等における大麻利用についての統計はありません。現時点、判る範囲での把握もありません。

また、サポセン救援隊アカデミーは、小学生を対象にしたもので今年から始めたものになります。

サポセン救援隊の実施数は、令和6年中は、36校、57回、受講者数7,525人に対して実施しました。

令和7年5月末時点では、22校、27回、受講者数6,513人に対して実施しました。

【会長】

他にご意見、ご質問はございますか。

【委員】

このサポセン救援隊アカデミーは、すごくいい取り組みだと思いますが、スマホの問題は学校現場の話を聞いていても、学校の中だけではなかなか対応ができず、やはりご家庭の協力がないと効果がないというところがあるので、ご家庭や保護者に向けての啓発を今後考えていけるといいのかなと思います。

【事務局】

社会活動推進課から補足でお答えします。

先ほどご紹介しました県の「みんなのネットモラル塾」では、まさに保護者の方ですとか、地域の青少年を見守る大人の方も対象としておりますので、こういったところでカバー・協力し合って対応していきたいと思っております。

【会長】

他に何かご意見、ご質問はございますか。

事務局は、ただいまの委員からご意見、ご質問を今後の参考にしていただければと思います。

次の議事(5)と(6)はいずれも条例の運用状況の報告や、条例調査の結果報告などについてであり、関連した案件となっておりますので、事務局から一括して説明していただいた後、委員の皆様方からご意見、ご質問などをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは事務局から順次説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

それでは事務局からの説明が一通り終わりましたので、ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問などがある方はお願いします。

【委員】

先ほど有害図書について、販売場所を分けるとか、売り方を考えるとあったのですが、高校生がバイトをしているときに有害図書をレジに持ってくることも考えられると思いますが、そういったことへの対策はありますか。

【事務局】

社会活動推進課等の調査員が各販売店へ行き、条例調査を実施しているところではありますが、その際に、店長等に条例のあらましを交付し、条例についての説明をしております。

その際、販売方法等についての説明をするとともに、従業員への指導も依頼しております。

そういったことから、高校生を含む従業員の販売方法の浸透はできているものと考えられます。

【会長】

他にご質問、ご意見はございますか。

【委員】

資料7のいん行・わいせつ行為の禁止違反が令和6年度はかなり減っているように見えますが、何か原因や理由というのは把握できていますか。

【県警本部少年課】

令和5年7月に刑法が改正され、不同意性交等という罪名に改正され、これまで青少年保護育成条例のいん行を適用して検挙していたものが、不同意性交等を適用して検挙するケースが増えたことが一因で条例の適用検挙件数が減っていると考えられます。

【委員】

そうすると、刑法犯と合わせた合計の数というのはそれほど変わらないという理解でよろしいでしょうか。

【県警本部少年課】

今ここで統計数値を確認できませんが、そう感じております。

【会長】

他にご意見、ご質問はございますか。

私がここで質問させていただいてよろしいでしょうか。

入れ墨に関することになりますが、海外では、かわいい入れ墨を入れる方が多く、流行っていると感じます。

ファッションとして入れているのだと思いますが、条例でいう入れ墨の定義というのは、こういったものになりますか。

【事務局】

条例では、何人も、青少年に対して、正当な理由がある場合のほか、入れ墨を施し、若しくは、入れ墨を受けるように勧誘し、若しくは周旋し、又は青少年に対して、入れ墨を受けることを強要してはならないとしています。

また、入れ墨については、刺青のことをいい、皮膚に針や刃物で傷をつけ、墨汁、朱、ベンガラ緑青などの色素をすり込んで、文字、紋様、絵柄を描き出すものと定義しております。

ですので、かわいい入れ墨やファッションでやっているものであっても、先ほど説明した方法により描き出されたものであれば入れ墨に該当します。

【会長】

ありがとうございました。

他に何かご意見、ご質問はございますか。

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、次に進めさせていただきたいと思います。

本日予定しておりました議事は以上となりますが、せっかくの機会ですので、本日の議事に関わらず、委員の皆様方から何かありましたらお願いします。

【委員】

最近いわゆる、生成AIを用いたディープフェイクによる侵害に関してニュースで話題になっております。

鳥取県が、それに関する条例を定めたということで、こちらもニュースになっていたと思います。

確かに現状では、法令等で規制されていない案件ではありますが、実際に卒業アルバム等で作られた場合には、いろいろな被害が発生し、かなりの人権侵害になることはわかっています。

愛知県の実態や条例改正等の議論が行われているのかといったことについて教えていただきたいと思います。

【事務局】

まず、「児童ポルノ」とは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律において、一定の「児童の姿態」を「視覚により認識できる方法により描写したもの」としており、ここにいう「児童」とは、18歳未満の存在する児童と定義されております。

このことから、生成AIで作られた児童ポルノ、架空の児童を描いた表現については、児童ポルノ法の規制対象外であり、いわゆるディープフェイクポルノを直接的に規制する法律は存在しません。

鳥取県では、青少年がSNSやインターネットを通じて、闇バイトによる犯罪やいじめ・誹謗中傷、オンラインカジノ等に巻き込まれ、また、生成AIによる児童ポルノ等の被害が発生していることに鑑み、青少年を被害者にも加害者にもさせないために、全国で先駆け、本年4月から、生成AI等を利用して存在する青少年の顔画像を加工した児童ポルノ等の作成、製造、提供を禁止する条例を施行しました。

この条例では、生成AIで加工された児童ポルノ等について、一般的に存在する青少年と見紛うかどうかで判断されているとのことであり、事務局が鳥取県に確認した6月26日現在で適用はないと聞いております。

愛知県では、当県警察が本年6月10日に生成AIで作成した少女の性的画像を共有していた男をわいせつ電磁的記録媒体陳列の疑いで逮捕しております。

生成AIで作成された画像について、個別判断が必要ですが、現行法、例えば、児童ポルノ法、刑法における、わいせつ電磁的記録頒布、名誉毀損等を適用することで、規制は可能であると考えており、条例を改正する方針には至っておりません。

なお、顔のみが存在する、青少年に由来するディープフェイク画像が、青少年に深刻な被害を与えることが明白である以上、児童ポルノ法における、児童ポルノの定義を実情に適応させるなど、国が主体となって法改正することが必要ではないかと考えております。

当課としましては、社会情勢に注視しつつ、引き続き、関係機関との連携を図るとともに、国における法令の改正等の最新の検討状況も踏まえ、適時適切に対応してまいります。

【会長】

他にご質問、ご意見はございますか。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

委員の皆様方には、議事の運営にご協力いただき、また、貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

【事務局】

これをもちまして、令和7年度第1回愛知県青少年保護育成審議会を閉会させていただきます。

大変貴重なご意見をいただくとともに、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

以 上